

## 資 料 編

- 1 ホームレス対策に係る事業推進施策実績
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- 3 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
- 4 道内民間支援団体一覧
- 5 道内の福祉事務所及び自立相談支援機関一覧

- 1 ホームレス対策に係る事業推進施策実績  
(第4次北海道ホームレス自立支援等実施計画関係)

北海道ホームレス自立支援等実施計画推進施策実績(第4次計画関係)

基本的施策	施策の方向		所管課等	令和4年度実績	これまでの推進に係る分析(評価)	今後の方向性			
	施策	方向							
1 就業の機会の確保	① 雇用の促進に向け、事業主等の理解を深めます。 ・ ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深めるため啓発活動を行います。 ② 就業に向けた、求人情報の提供に努めます。 ・ 民間団体と連携を図り、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等を行い、ホームレスへの情報提供に努めます。 ③ 就業に向け、必要な技能、知識を習得するため、職業訓練を推進します。 ・ ハローワークが行う職業能力の開発及び向上を図るため技能講習や職業訓練などを活用して就業を支援します。 ④ 中間的就労など、段階的な就労支援を行います。	地域福祉課  地域福祉課  経済部 産業人材課	令和4年度実績  ○実績: 苫小牧市  ○実績: 5市3町1村 (札幌市、旭川市、千歳市、苫小牧市、釧路市、浦河町、東神楽町、枝幸町、留寿都村)  ○実績なし  ○実績: 7市6町1村 (札幌市、江別市、北広島市、小樽市、苫小牧市、名寄市、釧路市、長沼町、遠軽町、音更町、芽室町、本別町、中標津町、赤井川村) ○就労訓練事業所の登録数: 61事業所	○ホームレスの減少に伴い、市町村による事業実施は低調となっている。  ○困窮者支援法に基づく自立支援機関を通じて、ホームレスを含む生活困窮者に対し、就労に関する情報提供を行う。  ○これまで活用された実績はない。  ○今後も中間的就労となる就労訓練事業所は増加しているものの、地域に偏りがある。  ○道内における市町村居住支援協議会の設立は、非常に少ない状況となっている。 ○ホームレスを理由とする単身者の入居を阻害する事はなかった。	○ホームレスを含む生活困窮者の雇用促進に向けて、困窮者支援法に基づく就労支援を通じて、事業主等の理解を得られるよう働きかける。  ○引き続き、困窮者支援法に基づく自立支援機関を通じて、ホームレスを含む生活困窮者に対し、就労に関する情報提供を行う。  ○ハローワーク等を通じて職業訓練の周知を図るとともに、引き続き事業の活用により対応する				
						① 自立して生活することが可能となったホームレスの公営住宅・民間賃貸住宅への入居を支援します。 ・ 地域の住宅事情等に応じた単身入居制度等を活用し、公営住宅の入居を支援します。 また、住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、福祉部局と住宅部局との連携を強化します。	地域福祉課 建設部 建築指導課 住宅課	○単身入居制度等活用実績: なし ○公営住宅入居申込、入居実績: 新篠津村 ○市町村居住支援協議会設置: 札幌市、旭川市、函館市、本別町	○地域の実情に対応したきめ細やかな仕組みづくりを図るため、市町村における居住支援協議会の設立に取り組む。 ○今後とも、単身者向け住宅への申込受付を継続する。
						② 民間賃貸住宅に関わる団体との連携を図ります。 ア 民間賃貸住宅に関する団体や支援団体と連携し、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅や民間の保証会社等に関する情報の収集と、その提供に努めます。 イ 民間賃貸住宅に関する団体等の会員に対し、法の趣旨等の周知に努めます。	地域福祉課  地域福祉課	○情報収集実績: 6市5町 (札幌市、旭川市、砂川市、小樽市、苫小牧市、北見市、南幌町、共和町、新得町、本別町、釧路町) ○情報提供実績: 3市 (札幌市、旭川市、苫小牧市)	○民間団体等と協力しながら、情報収集・発信に努める。
							地域福祉課	○実績: なし	○国から直接民間賃貸住宅に関する団体に対し、研修等の場で法の趣旨について周知するよう要請している。

基本的施策	施策の方向		所管課等	令和4年度実績	これまでの推進に係る分析(評価)	今後の方向性
	施策	方向				
		<p>③ 住居の確保と地域生活の継続を支援します。</p> <p>ア 生活困窮者住居確保給付金の対象者要件に該当する方には、速やかに住居確保給付金の支給を行います。</p> <p>イ 居住に困難を抱え、地域社会から孤立している方に対し、自立相談支援事業を実施する自立相談支援機関や住宅セーフティネット法に定める居住支援法人が行う入居相談や生活支援等による住宅の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施します。</p>	<p>地域福祉課</p> <p>地域福祉課 建設部 建築指導課</p>	<p>○給付金の支給実績:14振興局35市(新規決定件数:716件)</p> <p>○自立相談支援機関の実績:14振興局35市(新規決定件数:716件) ○セーフティネット住宅登録戸数:16,316戸(R4末実績)</p>	<p>○生活困窮者自立支援法に基づきホームレスを含む生活困窮者に対し、給付金の支給を実施した。</p> <p>○生活困窮者自立支援法等に基づきホームレスを含む生活困窮者に対し相談等を実施した。 ○令和7年度までに6,600戸とする計画を大きく上回る進捗状況となっている。</p>	<p>○引き続き、法に基づき支給を実施する。</p> <p>○引き続き、法に基づき相談支援を実施する。 ○引き続き、登録戸数(特に専用住宅)の促進を図る。</p>
3	保健・医療の確保	<p>① 健康状況の把握に努め、適切な医療支援を行います。</p> <p>ア 自立相談支援機関における窓口や巡回による相談を通じて、ホームレスの健康状態を把握し、必要に応じ、保健所等と連携を図りながら医療機関への受診につなげます。</p> <p>イ 生活困窮者一時生活支援事業の実施者は、健康相談等を実施するとともに、必要に応じて保健所等と連携し、医療的な支援を行います。</p> <p>ウ 医療機関への受診が必要な場合は、無料低額診療事業を活用するなど、適切な医療を確保します。</p> <p>② 精神保健対策の推進を図ります。</p> <p>・ 身体面のケアだけでなく、心のケアについても、精神保健福祉センターや保健所等と連携した支援を行います。</p> <p>③ 感染症予防対策を進めます。</p>	<p>地域福祉課 地域保健課</p> <p>地域福祉課 地域保健課</p> <p>地域福祉課</p> <p>障がい者保健福祉課</p> <p>感染症対策課</p> <p>感染症対策課</p>	<p>○実績:3市(札幌市、旭川市、苫小牧市)</p> <p>○実績:14振興局7市(札幌市、旭川市、釧路市、苫小牧市、伊達市、北広島市、石狩市)</p> <p>○実績:札幌市</p> <p>○実績:札幌市</p> <p>○実績:札幌市</p> <p>○実績:6市1村(札幌市、三笠市、滝川市、小樽市、苫小牧市、紋別市、真狩村)</p> <p>○実績:なし</p>	<p>○札幌などにおいて実績があり、必要な支援が行われている。</p> <p>○連携して支援が行われている。</p> <p>○連携して支援が行われている。</p> <p>○従来から道内全ての保健所において精神保健相談を実施しており、市町村との連携も確保されている。</p> <p>○ホームレスが確認されている市町村における受診勧奨の実績を把握し、必要な支援が行われるよう働きかける。</p> <p>○該当者がいる場合には、必要な支援を行うため関係機関と連携を図る。</p>	<p>○該当者がいる場合には、必要な支援を行うため、関係機関と連携を図る。</p> <p>○連携して支援が行われている。</p> <p>○連携して支援が行われている。</p> <p>○連携して支援が行われている。</p> <p>○今後必要に応じて精神保健福祉センターや保健所において心のケアを実施する。</p> <p>○ホームレスが確認されている市町村における受診勧奨の実績を把握し、必要な支援が行われるよう働きかける。</p> <p>○該当者がいる場合には、必要な支援を行うため関係機関と連携を図る。</p>
4	生活に関する相談及び指導	<p>① 総合的な相談及び指導体制を確立します。</p> <p>・ 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関や救護施設等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立します。</p> <p>② 民間団体、地域住民などとの連携による相談事業の実施を促進します。</p> <p>・ 市町村、NPO、ボランティア団体等をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による相談事業を実施するとともに、具体的な相談内容に応じて福祉事務所、自立相談支援機関やハローワーク等の関係機関への相談につなげるよう働きかけます。</p> <p>③ 専門的な機関による問題解決の支援を推進します。</p> <p>・ 多重債務問題等の専門的な知識が必要な事例に関しては、日本司法支援センター(法テラス)や生活困窮者家庭改善支援事業実施機関との連携により、問題解決に向けた支援を行います。</p>	<p>地域福祉課</p> <p>地域福祉課</p> <p>地域福祉課</p>	<p>○確立している:65市町村 ○相談実績:3市(千歳市、苫小牧市、枝幸町) ○確立していない:114市町村</p> <p>○働きかけている:4市4町(札幌市、旭川市、千歳市、苫小牧市、当別町、仁木町、枝幸町、釧路市)</p> <p>○実績:1市5町(札幌市、厚真町、日高町、知内町、羽幌町、津別町) ※体制あり:71市町村</p>	<p>○相談等に対しては、福祉担当部署や自立相談支援機関が対応しているものと考えられる。</p> <p>○ホームレスが確認されていない市町村が多いため実績は少ない。</p> <p>○民間団体、地域住民等と連携して、生活困窮者自立支援法に基づき、当該事業を実施していく。</p> <p>○日頃から専門的機関と連携を図り、円滑にホームレスへの支援が行えるよう市町村に働きかける。</p>	<p>○ホームレスが確認されていない市町村も相談窓口は必要であることから、相談体制が確保されるよう働きかける。</p> <p>○ホームレスが確認されていない市町村が多いため実績は少ない。</p> <p>○専門機関との連携実績は支援の必要性により差異がある。支援体制がある市町村は増減はない。</p>

基本的施策	施策の方向		所管課等	令和4年度実績	これまでの推進に係る分析(評価)	今後の方向性
	主要な施策					
5 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施	④	若年層のホームレスに対する支援に努めます。 ・直ちに一般就労することが難しい若年層の方に対しては、就労訓練事業の活用を促すとともに、NPO、社会福祉法人等と連携しながら、就労訓練の場の設置の推進・充実を図ります。	地域福祉課	○実績:7市6町1村 (札幌市、江別市、北広島市、小樽市、苫小牧市、名寄市、釧路市、長沼町、遠軽町、音更町、芽室町、本別町、中標津町、赤井川村) ○就労訓練事業所の登録数:61事業所	○必要に応じて就労訓練事業との連携を図られている。	○若年層の就労支援ができるよう就労訓練の場の設置の推進を図る。
	⑤	女性のホームレスに対する支援に努めます。 ・女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かい自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所等の関係機関との十分な連携を図ります。	子ども家庭支援課	○実績:札幌市、旭川市	○女性ホームレスの実績が報告されているが、必要に応じて婦人相談所等関係機関との連携を図られている。	○今後も性差に配慮したきめ細かい相談支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所等の関係機関との十分な連携を図るよう市町村に働きかける。
5 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施	①	病気等による急迫した状態に対し、適切な支援を行います。 ア 病気等により急迫した状態にある方及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合は、生活保護による適切な保護に努めます。 イ 福祉事務所等は、治療後に再び路上(野宿)生活に戻ることがないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援します。 ウ 居所が緊急に必要な場合は、一時生活支援事業による支援などを適切に行います。 エ 各種相談事業を通じ、緊急的援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、早急かつ適切な対応を講じます。	地域福祉課	○実績:3市 (札幌市、千歳市、旭川市)	○要保護者が医療機関に緊急搬送された場合など急迫状態にある場合に、保護の申請がなくても必要な保護を実施している。	○今後も急迫状態にある方に対する必要な生活保護の実施に努める。
			地域福祉課	○実績:4市 (札幌市、旭川市、千歳市、帯広市)	○関係機関と連携し、社会的支援を行っている。	○自立に向けて、関係機関と連携して支援する。
			地域福祉課	○実績:14振興局7市 (札幌市、旭川市、釧路市、苫小牧市、伊達市、北広島市、石狩市)	○一時生活支援事業による支援が行われている。	○どこの地域でも支援が行われるよう市町村に働きかける。
			地域福祉課	○実績:4市 (札幌市、千歳市、苫小牧市、紋別市)	○発見された場合には、関係機関との情報共有に努めている。	○対象者の情報把握のため、民間団体や民生委員等からの情報収集に努めるよう市町村に働きかける。
			地域福祉課	○実績:4市 (札幌市、千歳市、苫小牧市、紋別市)	○ホームレスの抱える問題を十分把握した上で、自立に向けた適切な保護を実施している。	○今後もホームレスの抱える問題を踏まえ、生活保護制度を活用した必要な支援を行う。
	②	生活保護法による自立支援に必要な保護を行います。 ア 福祉事務所において、ホームレスの抱える問題やその状況を把握した上で、必要に応じ、生活保護制度を活用し、生活保障と自立支援を行います。 イ 直ちに居宅生活を送ることが困難な場合は、保護施設等において保護を行います。 また、関係機関等と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制の確保に努め、就業機会の確保、療養指導、家計管理等の支援を行います。 ウ 居宅生活を送ることが可能と認められる場合は、居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業機会の確保等の必要な支援に努めます。	地域福祉課	○実績:3市 (札幌市、千歳市、帯広市)	○直ちに居宅生活を送ることが困難な方に対して、保護施設等を活用するとともに、居宅生活への移行及び就業機会の確保等の支援を実施している。	○今後も保護施設等の活用や居宅生活へ円滑に移行するための必要な支援を行う。
			地域福祉課	○実績:4市 (札幌市、旭川市、千歳市、帯広市)	○居宅生活を継続するための支援やハローワーク等と連携した求職情報の提供などの支援を実施している。	○今後も居宅生活の継続や就業機会の確保等の必要な支援に努める。

基本的施策	施策の方向		所管課等	令和4年度実績	これまでの推進に係る分析(評価)	今後の方向性
	施策	主要な施策				
6	人権擁護	① ホームレスに対する偏見や差別意識の解消を図ります。 ア ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権を尊重する意識が高まるよう啓発活動を実施します。 イ 相談等により、ホームレス及び近隣住民に対する人権侵害の事案を認知した場合は、関係機関と連携・協力し、適切な解決を図ります。 ウ 一時生活支援事業等の実施によりホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努めます。	環境生活部 環境生活部 地域福祉課	○実績:4市10町1村 (函館市、旭川市、稚内市、網走市、洞爺湖町、安平町、岩内町、広尾町、八雲町、弟子屈町、佐呂間町、中川町、鷹栖町、苫前町、島牧村) ○人権侵害事案:なし ○実績:14振興局7市 (札幌市、旭川市、釧路市、苫小牧市、伊達市、北広島市、石狩市)	○人権教育・啓発活動として、国、市町村と連携し、各種事業を行っている。 ○人権を尊重する意識が高まるよう、継続して人権教育・啓発活動を実施し、引き続き人権啓発の推進及び相談窓口の周知を図っていく。 ○利用者の人権の尊重と尊厳の確保に配慮されるよう働きかける。	
7	地域における生活環境の改善	① 公共的な施設の適正利用を図ります。 ・ 都市公園その他の公共的な施設の管理者は、当該施設の適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権に配慮しながら、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、当該施設内の巡回、指導等の必要な措置を行います。 ・ 公共的な施設の管理者は、平常時から福祉部局等と連絡調整し、洪水等の災害時においては、ホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、配慮して対応します。 ② 地域における安全の確保とホームレスの被害防止を図ります。 ・ 地域住民の不安等を取り除き、ホームレス自身に対する被害を防止するため、必要に応じ、警察等が関係機関と連携しパトロール活動を実施します。	建設部 都市環境課 維持管理防災課 建設部 都市環境課 維持管理防災課 警察本部 生活安全企画課	○公共的施設を起居の場としていた事案:3市2町1村 (札幌市、千歳市、苫小牧市、七飯町、津別町、新篠津村) ○措置を講じた実績:なし ○実績:なし ○実績:なし	○今後も引き続き都市公園施設内の巡回や、道路・河川などのパトロール業務を実施し、必要な措置を講じていく。 ○今後も引き続き「川の防災情報」を通じて河川の水位情報の提供を行っている。 ○通常の警察活動で対応している ○継続実施	
8	民間団体との連携の推進	① 行政と民間団体との連携を推進します。 ア 民間団体との意見交換会を適宜開催し、支援策等について検討を行います。 イ 「地域における公益的な取組」を実施する社会福祉法人と連携し、ホームレスの自立支援を行います。 ウ 市町村と民間団体との連携を推進します。 ② ホームレスの自立支援に関する各種情報を収集・提供します。 ア ホームレスに対する民間団体の各種支援状況などの情報を収集し、市町村に情報を提供します。 イ ホームレスの自立支援に関する支援事業、助成制度などの各種情報を提供します。	地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課	○実績:なし ○生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集(厚労省作成)を、法人に対し配布済み ○実績:5市15町 (札幌市、旭川市、千歳市、室蘭市、苫小牧市、栗山町、月形町、妹背牛町、当別町、蘭越町、仁木町、東神楽町、美瑛町、南富良野町、枝幸町、豊富町、利尻町、置戸町、上士幌町、釧路町)	○引き続き、連携しながら検討を行う。 ○引き続き、助言を行い、生活困窮者等を対象とした事業を検討するよう働きかける。 ○引き続き、必要に応じて民間団体等と連携しながら取り組むよう働きかける。 ○引き続き、各種支援状況についての情報収集に努める。 ○引き続き、国及び道の関連事業について、市町村から情報提供を行うよう働きかける。	

9 基本的施策	施策の方向		所管課等	令和4年度実績	これまでの推進に係る分析(評価)	今後の方向性
	主な施策					
ホームレスを生み出さない地域社会づくり	① 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。 ア 市町村地域福祉計画の策定を支援します。		地域福祉課	○市町村計画策定実績:113市町村	○地域福祉計画を策定している市町村は約6割となっている。	○引き続き、全市町村で作成されるよう支援する。
	イ 北海道地域福祉支援計画に基づく各種施策の推進を図ります。		地域福祉課	○平成30年度～令和5年度までの第一期計画に基づき、各施策を推進	○各施策を推進しているが、法制度の改正や社会情勢の変化を踏まえ、計画の見直しを行う。	○新たな計画に基づき、各施策を推進する。
	② 各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進します。 ・ 学校教育の段階における多様なキャリア形成に共通して必要能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進します。		教育庁	○キャリア教育に関するリーフレット等の活用を促進 ○高校生就業体験活動推進事業を実施 ※体験率:42.7%	○リーフレット等を活用するなどして、キャリア教育の充実に向け、各学校への指導助言を行った。 ○高等学校において、望ましい勤労観・職業観を育成するため、就業体験活動を推進してきた。	○好事例をまとめたリーフレット等を活用して、各学校への指導助言を継続するなど、就業体験活動を推進していく。



## 2 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第五号）

（一部改正：平成二四年六月二七日法律第四六号）

（一部改正：平成二九年六月二一日法律第六八号）

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）

第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）

第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条—第十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条

この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条

この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条

ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

（ホームレスの自立への努力）

第四条

ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

#### 第五条

国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

#### 第六条

地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

#### 第七条

国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

## 第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

#### 第八条

厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

#### 第九条

都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

### 第三章財政上の措置等

#### (財政上の措置等)

##### 第十条

国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

##### 第十一条

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

### 第四章 民間団体の能力の活用等

#### (民間団体の能力の活用等)

##### 第十二条

国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

##### 第十三条

国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

##### 第十四条

国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

#### 附則

##### (施行期日)

##### 第一条

この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

##### 第二条

この法律は、この法律の施行の日から起算して二十五年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

##### 第三条

この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附則 (平成二四法四六)

この法律は、公布の日から施行する。

#### 附則 (平成二九法六八)

この法律は、公布の日から施行する。

### 3 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針 (令和5年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号)

#### 目次

- 第1 はじめに
- 第2 ホームレスに関する現状
  - 1 ホームレスの現状
  - 2 ホームレス自立支援施策の現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進
  - 1 基本的な考え方
  - 2 各課題に対する取組方針
  - 3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針
  - 4 総合的かつ効果的な推進体制等
  - 5 本基本方針のフォローアップ及び見直し
- 第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針
  - 1 手続についての指針
  - 2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針
  - 3 その他

#### 第1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成14年8月に成立し、平成29年6月に期限が10年間延長されたホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国の責務として当該目標に関する総合的な施策の策定及び実施を、地方公共団体の責務として当該目標に関する当該地方公共団体の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）を踏まえ、平成15年7月、20年7月、25年7月及び30年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定してきた。地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

こうした中、路上等におけるホームレスの数については、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、大幅に減少してきている。一方で、令和3年11月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）によれば、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化が一層進んでいる傾向にあることが認められるとともに、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層の存在も見受けられる。

また、平成27年4月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。）が施行された。

ホームレスの自立に必要な就業の機会の確保等の総合的な支援については、引き続き法に基づき実施することとした上で、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から、困窮者支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）、同条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給、同条第6項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）等を実施している。

困窮者支援法は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護の受給者以外に対して包括的かつ早期の支援を提供するものであることから、ホームレスやホームレスと

なることを余儀なくされるおそれのある者（以下「ホームレス等」という。）も含めて広くその対象となるものである。生活保護が必要な者には、確実に生活保護を適用しつつ、生活保護の受給により居住場所等の確保に至るまでの間、又は就労等による自立や地域において日常生活が継続可能となるまでの間は、一時生活支援事業をはじめとした就労や心身の状況、地域社会からの孤立の状況などに応じた包括的かつ早期の支援が必要である。本基本方針は、法第8条第1項の規定に基づき、高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等のホームレスの状況の変化、ホームレス自立支援施策の実施状況等を踏まえつつ、困窮者支援法等に基づく支援が、今後もよりその効果を発揮するために、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針を国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレス等の自立を積極的に促すとともに、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援を推進し、地域社会におけるホームレス等に関する問題の解決が図られることを目指すものである。

## 第2 ホームレスに関する現状

### 1 ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については、平成15年より年1回、全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に「概数調査」という。）を、生活実態については、平成15年、19年、24年、28年及び令和3年の概ね5年ごとに、抽出による全国調査（以下「生活実態調査」という。）を、それぞれ実施している。

#### (1) ホームレスの数

ホームレスの数については、令和5年1月時点で3,065人（令和5年概数調査）となっており、平成15年1月時点の25,296人（平成15年概数調査）と比べて、22,231人（87.9%）減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、大阪府で888人（平成15年概数調査においては7,757人）、次いで東京都で661人（同6,361人）となっており、この両都府で全国の約半数を占めている。さらに、市区町村別では、全1,741市区町村のうち234市区町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が500人以上であったのは1自治体（平成30年概数調査においては1自治体）、100人以上であったのは4自治体（同7自治体）であるのに対し、10人未満であったのは189自治体（同228自治体）と、全体の約5分の4を占めている。

#### (2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、令和3年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市及び令和3年概数調査において20人以上のホームレスが確認された市において、全体で約1,300人を対象に個別面接調査を行った。

##### ① 年齢

ホームレスの平均年齢は63.6歳（平成28年生活実態調査では、調査客体数が異なるものの、61.5歳）であり、年齢分布については65歳以上が54.4%（同42.8%）となっており、ホームレスの高齢化がより一層進んでいる。

##### ② 路上（野宿）生活の状況

(ア) 寝場所については、定まっている者が79.5%であり、このうち、「公園」が最も多く27.4%、次いで「河川」が24.8%となっている。これを路上（野宿）生活期間別にみると、路上（野宿）生活期間が長いほど一定の場所に定まっている割合が高くなる傾向にある。また、具体的な寝場所としては、公園が全般的に多いが、1年以上の者では河川の割合が高くなる傾向にある。

(イ) 路上（野宿）生活期間については、3年未満が31.7%であるのに対し、5年以上は59.1%（10年以上は40.0%）となっている。これを年齢階層別にみると、年齢が上がるに伴い路上（野宿）生活期間が長くなる傾向にあり、65歳以上では10年以上の者が49.4%となっている。

今回の調査における路上（野宿）生活の継続状況については、ずっと路上（野宿）生活をしてきた者の割合が64.4%となっている一方で、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層も一定数存在していることが見受けられる。

(ウ) 仕事の状況については、全体の48.9%が仕事をしており、その内容は「廃品回収」が66.4%を占めている。仕事による平均的な収入月額については、5万円以上10万円未満が30.7%と最も多く、次いで3万円以上5万円未満が27.5%となっており、平均収入月額は約5.8万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても49.9%が収入のある仕事をしている。年齢が上がるに伴い路上（野宿）生活期間が長くなる傾向の背景には、このように、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていて、一定の場所に決まって起居していることで生活が一定程度安定していること等もあるものと考えられる。

### ③ 路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業については、建設業関係の仕事が36.3%、製造業関係の仕事が12.9%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」が45.8%と大きな割合を占め、「臨時・パート・アルバイト」が23.2%、「日雇」が20.7%となっている。

また、路上（野宿）生活となった理由としては、「仕事が減った」が24.5%、「倒産・失業」が22.9%、「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」が18.9%となっている。これを年齢階層別にみると、若年層（45歳未満の者をいう。以下同じ。）においては、仕事関係以外の理由として「家庭関係の悪化」が16.4%（全年齢階層では7.9%）、「家族との離別・死別」が9.8%（全年齢階層では8.5%）とやや高くなっており、家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っていることが特徴としてあげられる。

### ④ 健康状態

現在の健康状態については、「あまりよくない・よくない」と答えた者が34.9%であり、このうち治療等を受けていない者が63.5%となっている。具体的な自覚症状については、「歯が悪い」が25.7%、「腰痛」が24.8%となっている。また、「よく眠れない日が続いた」が16.2%、

「2週間以上毎日のように落ち込んでいた時期があった」が6.6%となっており、うつ病等の精神疾患を有すると考えられる者も一定程度みられた。

### ⑤ 福祉制度等の利用状況

(ア) 福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがあり相談をしたことがある者は29.5%、会ったことはあるが相談したことはない者は49.4%となっている。

また、緊急的な一時宿泊場所である生活困窮者一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）や一時生活支援を知っており利用したことがある者は21.9%であり、知っているが利用したことがない者は47.3%となっている。また、生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）を知っており利用したことがある者は13.3%であり、知っているが利用したことがない者は55.5%となっている。なお、路上生活期間が短いほど、また、30歳以上では年齢階層が低いほど、これらの福祉制度を利用したことがある者の割合は高くなる傾向がある。

また、過去に、自立支援センターの利用経験がある者の退所理由をみると、就労退所が19.0%（「会社の寮、住み込み等による就労退所」及び「アパートを確保しての就労退所」がそれぞれ9.5%）、生活保護の適用による入院、居宅の確保による退所が14.9%となっている。

さらに、就労退所した後に再び路上（野宿）生活に戻った理由については、「仕事の契約期間が満了した」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」など、多面的な要因により路上に戻っている。

(イ) 民間支援団体による支援の利用経験については、「炊きだし」が最も多く49.1%を占め、次いで「巡回・見守り」が37.3%となっており、その情報入手経路は、「口コミ」が最も多く41.0%となっている。

### ⑥ 今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」が最も多く40.9%となっており、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」が17.5%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつきたい」が12.0%となっている。

年齢層が低いほど「アパートに住み、就職して自活したい」の割合が高くなる傾向があるが、年齢層が高いほど「今のままでいい（路上（野宿）生活）」の割合が高くなる傾向にあり、65歳以上の者ではその割合は50.5%となっている。また、路上（野宿）生活期間別でみると、路上生活が長くなるほど「今のままでいい（路上（野宿）生活）」と回答する者の割合が高くなる傾向にあり、3年以上の者ではその割合は52.5%となっている。

「今のままでいい（路上（野宿）生活）」とする理由については、「今の場所になじんでいる」が29.0%、「アルミ缶、雑誌集め等の仕事があるので暮らしていける」が24.5%となっている。

また、自立支援センターやシェルターの利用経験がある者は、住居と仕事を確保し自立を希望する割合が高い傾向にあるのに対し、利用経験がない者は、現在の路上（野宿）生活を維持することを希望する傾向が高い。

#### ⑦ 生活歴

家族との連絡状況については、家族・親族がいる者は67.4%を占めているものの、このうち、令和2年11月から令和3年10月までの1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者は78.9%となっている。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は62.2%であり、金融機関等に借金がある者は13.2%であった。⑧ 行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見としては、住居関連が30.8%と最も多く、次いでその他の生活関連が22.5%となっている。

#### ⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により路上（野宿）生活を行うようになった割合は調査対象（令和3年生活実態調査において路上（野宿）生活期間が3年未満の者に限る。）の6.3%であった。このうち、43.2%は仕事が減ったことが、21.6%は倒産や失業が原因となっていた。

## 2 ホームレス自立支援施策の現状

ホームレス自立支援施策については、公共職業安定所による職業相談や求人開拓、自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者をいう。以下同じ。）や一時生活支援事業を実施する事業者による就労支援や健康相談、保健所等の関係機関と連携した医療の確保、生活保護法による保護等の一般施策を実施している。このほか、特にホームレス等を対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス就業支援事業及び技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。

## 第3 ホームレス自立支援施策の推進

### 1 基本的な考え方

#### (1)最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、令和3年生活実態調査においては、平成28年生活実態調査と同様に、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化の傾向がより一層顕著となるとともに、路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については、路上と終夜営業の店舗等の屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいと

いった傾向が確認されたところである。

## (2)総合的なホームレス自立支援施策の推進

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かなホームレス自立支援施策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本であり、このためには、就業の機会や生活の基盤となる安定した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要である。

そのほか、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。

また、ホームレスに加え、路上と終夜営業の店舗や知人宅等の屋根のある場所とを行き来する不安定な居住の状況にある者についても、困窮者支援法に基づく施策等により確実に支援する必要がある。

## (3)地方公共団体におけるホームレス自立支援施策の推進

地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い地方公共団体においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない地方公共団体においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス自立支援施策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。

## (4) 困窮者支援法等によるホームレス自立支援施策の更なる推進

困窮者支援法は、ホームレス等も含む生活困窮者を対象に、全ての福祉事務所設置自治体が必ず実施することとされている自立相談支援事業を中心として、生活保護法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）等の関連制度と連携し包括的な支援を恒久的に提供するものである。

平成29年6月に法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス自立支援施策に着実に取り組む観点から、各地域のホームレス等の実情を踏まえ、一時生活支援事業にも積極的に取り組むとともに、住宅セーフティネット法第51条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）を活用した関係者間の連携を図ることによって、これまで以上に効果を発揮することが求められる。

## (5) 各事業を提供する施設の概要

### ① 自立支援センター

自立支援センターは、法の趣旨に基づき、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援することを目的とした施設である。困窮者支援法に基づき、ホームレスを含め生活困窮者を広く対象とした上で、生活困窮者の相談に応じ、助言等を行うとともに、個々人の状態にあった計画を作成し、自立相談支援事業と一時生活支援事業とを一体的に提供することを目的として運営されるものである。

### ② シェルター

シェルターは、法の趣旨に基づき、緊急一時的な宿泊場所を提供する施設である。困窮者支援法に基づき、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊場所として、施設を設置又は旅館やアパート等の一室を借り上げて供与する形で、一時生活支援事業を提供することを目的として運営されるものである。

## 2 各課題に対する取組方針

### (1) ホームレスの就業の機会の確保（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、就業の機会の確保を図ることや、安定した雇用の場の確保に努めることなどが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体と連携しつつ、求人確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

① ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。

② ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の人開拓や求人情報等を収集するとともに、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。

③ ホームレスの就業ニーズを的確に捉えることができるように、自立支援センター等において、年齢や路上（野宿）生活期間等の特性を踏まえ、キャリアコンサルティングやきめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を進め、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。

④ ホームレスの早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進する。

⑤ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、ホームレス就業支援事業として、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習、就職支援セミナー等を総合的に実施する。

⑥ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等により就業機会を増大させ、安定雇用に資することを目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。

⑦ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とNPO、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、困窮者支援法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、困窮者支援法第16条第1項に規定する生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促し、一般就労をする前にまずは柔軟な働き方を必要とする者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。

### (2) 安定した居住の場所の確保（法第8条第2項第1号関係）

ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、(5)①に掲げるホームレス自立支援事業を通じた就労機会の確保等に努めるとともに、安定した居住の場所を確保するための入居の支援等が必要である。

このため、国、地方公共団体及び住宅セーフティネット法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）等の民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。

① 高齢層の単身者が多いホームレスの実態に鑑み、ホームレス自立支援事業等を通じて

就労機会を確保するとともに、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。入居に当たっては、保証人や緊急時の連絡先が確保されないことにより、公営住宅への入居に支障が生じることがないように配慮する。また、地方公共団体において、居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、福祉部局と住宅部局との連携を強化する。

② ホームレス等が、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において民間の保証会社等に関する情報等を得られるよう、居住支援協議会の設立の促進等を通じ、民間賃貸住宅に関わる団体や事業者と自立支援センター、その他福祉部局との連携を推進する。

③ ホームレス等のうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に求職活動等を行うことを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活になることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。

④ シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守りや生活支援等が必要である。このため、困窮者支援法第3条第6項第2号に規定する事業（以下「地域居住支援事業」という。）や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

あわせて、地域居住支援事業については、一時生活支援事業のうちシェルター事業の実施を前提としていたが、令和5年10月より単独での実施を可能とする運用見直しを行い、居住支援の強化を図る。

### (3) 保健及び医療の確保（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談や保健指導等による健康対策、結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等を包括的に行うことができる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の良くない者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を実施する。

さらに、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所や医療機関、福祉事務所、自立相談支援機関、一時生活支援事業を実施する事業者等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

① 自立相談支援機関は、ホームレスの健康対策の推進を図るため、窓口や巡回による相談を通じて、保健所等と連携を図りながら医療機関への受診につなげる。

② 一時生活支援事業を実施する事業者は、健康相談等を行うとともに、必要に応じ、保健所等の関係機関と連携し、ホームレスに対し、健康相談等の医療的な支援を行う。

③ 保健所等は、結核にり患しているホームレスに対し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性を防ぐため、訪問による対面服薬指導等を実施する。

④ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。

(4) 生活に関する相談及び指導（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

① 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、救護施設（生活保護法第38条第2項に規定する救護施設をいう。）等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

② ホームレスは、路上（野宿）生活により健康状態が良くないケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として、身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医や保健師等の専門職の活用を検討する。

③ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容や当該ホームレスの状況に応じて、福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

④ 自立相談支援機関等の相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じて、シェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等の専門的な知識が必要な事例に関して相談対応等を実施する日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センターをいう。以下「法テラス」という。）、困窮者支援法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を実施する機関等の紹介等、具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5) ホームレス自立支援事業その他のホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業（法第8条第2項第2号関係）

① ホームレス自立支援事業

ホームレス自立支援事業は、自立相談支援事業、一時生活支援事業等を一体的に実施し、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援することを目的としており、以下のような支援を行う必要がある。

(ア) 自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供など、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。

(イ) 個々のホームレスの状況に応じた自立支援計画の策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

(ウ) 必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(エ) 自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、再度路上生活になることを防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるよう配慮する。

また、自立支援センターの利用期間中に就労できなかった者に対する必要な支援の実施にも努めるとともに、シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にあるものが日常生活を営むためには、一定期間、訪

問による見守り、生活支援等が必要である。このため、地域居住支援事業や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

(オ) ホームレス自立支援事業については、市町村だけでなく、都道府県も実施主体としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行うなど、民間団体の活用を図る。

(カ) 国は、ホームレスの自立支援としての効果や利用者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。

(キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。

## ② 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、社会生活への不適応、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレス等の状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。その際、その特性により、社会的な偏見や差別を受け、弱い立場に置かれやすい者に対しては、特に配慮を行うものとする。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレス等に対しては、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、就労準備支援事業や就労訓練事業の利用機会の提供や、多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により就労による自立を図りながら、それ以外の者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

(イ) 医療や介護、福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等の積極的な活用や、必要に応じた介護保険サービス等の提供を行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や高齢者施設等の社会福祉施設への入所等の施策を活用することによる対応を図る。

(ウ) 路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ信頼関係の構築を図り、必要な支援が利用できるよう努める。

なお、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることを考慮して、できる限り路上（野宿）生活の初期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努めることが必要である。また、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の良くない者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を積極的に実施する。

(エ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO等と連携しながら、就労訓練事業の場の推進・充実を図る。

(オ) 女性のホームレス等に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行う。また、必要に応じて、婦人相談所（令和6年4月より「女性相談支援センター」）や婦人保護施設（令和6年4月より「女性自立支援施設」）等の関係施設とも十分連携する。

(カ) 性的マイノリティのホームレス等に対しては、相談支援を行う中で、個々の事情について配慮を行うものとする。

(キ) 配偶者等からの暴力により、ホームレスとなることを余儀なくされた者については、

配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、当面の一時的な居住の場所の確保や相談支援等の必要な支援を行う。

(ク) 債務や滞納等を抱えているホームレス等については、家計の視点からの専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラスへの同行支援等）等を行う。

(ケ) 上記以外にも、ホームレス等は様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援（法第8条第2項第3号関係）

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、ホームレスに対する支援と同様に、生活歴・人物像を把握し、性格・特性の理解に努め、それに応じた丁寧な相談の上、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であり、また、一時生活支援事業による当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援など、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

① ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢や路上（野宿）生活期間等の特性を踏まえ、キャリアコンサルティングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。

② ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与する。

また、再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施するほか、就業機会の確保を図るため、ホームレス就業支援事業を実施する。

③ 雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、一時生活支援事業等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。

④ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相談支援機関等と関係団体が連携しながら、丁寧な巡回相談支援等を実施するとともに、ホームレス就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活になることのないように配慮する。

⑤ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、路上（野宿）生活になることのないよう、地域居住支援事業や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施（法第8条第2項第4号関係）

① ホームレスに対し緊急に行うべき援助

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が良くない者が存在し、このような者に対しては、医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、一時生活支援事業による支援を行うとともに、日常生活支援住居施設（生活保護法第30条第1項ただし書に規定するものをいう。以下同じ。）、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業をいう。

以下同じ。)を行う施設等を活用して適切な支援を行う。

(ウ)福祉事務所、自立相談支援機関及び各種機関における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

## ② 生活保護法による保護の実施

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。このような点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。

(ア)ホームレスの抱える問題（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(イ)ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や、日常生活支援住居施設、無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。

(ウ)居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

## (8) ホームレスの人権の擁護（法第8条第2項第4号関係）

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

①ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。

②人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

③一時生活支援事業等の実施により、ホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

## (9) 地域における生活環境の改善（法第8条第2項第4号関係）

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

① 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。

② ①のほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。

## (10) 地域における安全の確保（法第8条第2項第4号関係）

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施してい

くことが重要である。

① パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。

② 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。

③ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐなど、適切な保護活動を推進する。

(11) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携（法第8条第2項第5号関係）

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、居住支援法人等との以下のような連携が不可欠である。特にNPO及びボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

① 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、民間団体等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。

② 地方公共団体は、民間団体等に対して実施計画や施策についての情報提供を行うほか、団体間の調整、団体からの要望に対して行政担当者や専門家による協議を行うなど、各種の支援を行う。

③ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

(12) (1)から(11)までのほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項（法第8条第2項第6号関係）

① 近年、単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業や病気など、生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至る危険性をはらんでいる状態にある者の存在が指摘されている。

ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした社会変容に伴う社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さ等の要因から路上（野宿）生活に至る点は、共通する課題として捉える必要がある。

このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活になることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを推進する必要がある。このため、社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業の実施等を通じて、住宅部局とも連携しながら、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた包括的な支援を一体的に行うことにより、居住に関する課題にも対応する。

② 若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活になる者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、キャリア形成に対する意識が低いことなど、様々な要因により、そのような状況に至っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においても、失業、離職、減収、疾病で働けなくなったこと、家族関係の悪化等によりホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への支援のニーズは存在するため、ホームレスに対するきめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防止することが重要である。具体的には、地域に根

ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきであるが、市町村単位でホームレスがほとんどいない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討することが必要である。

#### 4 総合的かつ効果的な推進体制等

##### (1) 国の役割と連携

国は、ホームレスの自立支援施策に関する制度や施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

##### (2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス自立支援施策が効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレスの自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない又は策定過程にある地方公共団体においても、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体においてホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

##### (3) 関係団体の役割と連携

ホームレス等の生活実態を把握し、ホームレス等にとって最も身近な存在であるNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、居住支援法人等の民間団体は、ホームレス等に対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレス等に対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受けるなど、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、民間団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行うよう努めるものとする。

#### 5 本基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については、以下のとおり見直しをすることとする。

(1) 本基本方針の適用期間は、この告示の告示の日から起算して5年間とする。ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとし、このほか特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 本基本方針の見直しに当たっては、適用期間の満了前に本基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。

なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上（野宿）生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、

この調査結果に基づき行うとともに、地方公共団体や民間団体が実施した調査等の結果も参考とするものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(3) 本基本方針の見直しに当たっては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法（平成5年法律第88号）による意見公募手続（パブリックコメント）を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

#### 第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

##### 1 手続についての指針

###### (1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して5年間とする。ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとし、このほか特別の事情がある場合には、この限りではない。

###### (2) 実施計画策定前の手続

###### ① 現状や問題点の把握

実施計画の策定に当たっては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

###### ② 基本目標

①の現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

###### ③ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体など、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

###### (3) 実施計画の評価と次期計画の策定

###### ① 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

###### ② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は公表する。

###### ③ 次の実施計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに当たって参考にする。

##### 2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2及び3に掲げるホームレス自立支援施策の推進に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

##### 3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に当たっては、1(2)③及び1(3)①により、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針のほか、区域内の市町村が実施計画を策定するに当たって留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。



#### 4 道内民間支援団体一覧

(令和6年3月1日現在)

民間団体名	支援地域	支援内容	連絡先 (電話番号、ホームページアドレス)
特定非営利活動法人きずな	道南を中心に 全道、全国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者支援</li> <li>・障がい者・高齢者の入所、通所の相談支援</li> <li>・24H 相談ダイヤル対応</li> </ul>	TEL 0138-31-7278 <a href="https://npo-kizuna-group.com/">https://npo-kizuna-group.com/</a>
一般社団法人 札幌一時生活支援協議会 ☆	札幌市	一時生活支援事業と、 それに伴う生活困窮者の自立 支援・支援者支援	TEL 011-299-7735 <a href="https://www.join-sapporo.net/">https://www.join-sapporo.net/</a>
北海道の労働と福祉を考える会	札幌市内を中心 としているが、 道内外に及ぶ 場合もある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に困窮している人たちに 対する炊き出しや夜回り</li> <li>・生活保護の申請や医療機関等への受 診の同伴</li> <li>・電話やメールによる生活相談 及び必要に応じた支援活動</li> </ul>	TEL 090-7515-8393 <a href="http://www.roufuku.org/">http://www.roufuku.org/</a>
特定非営利活動法人 自立支援事業所 ベトサダ ☆	札幌市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内における生活困窮者の方に対し ての就労自立支援</li> <li>・就労に関する支援含め居宅確保支援</li> <li>・生活保護による自立の支援</li> </ul>	TEL 011-374-7361 <a href="https://npo-bethesda.com/">https://npo-bethesda.com/</a>
特定非営利活動法人 女性サポートAsyl ☆	札幌市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行き場を失った女性や母子のために、 生活困窮者法に基づく一時生活支援 事業を札幌市で運営している。</li> <li>・退去後の孤立を防ぐための、つながり の場づくりや、困窮を生み出さないま ちづくりに向けた発信をしている。</li> </ul>	TEL 011-299-5579 <a href="https://www.asyl-chan.com/">https://www.asyl-chan.com/</a>
特定非営利活動法人 みんなの広場	札幌市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援事業及び一時生活支援事業 その他の生活困窮者自立支援法に 基づく事業を実施する為「札幌市ホ ームレス相談支援センター(分室「み んなの広場」)運営を行う。</li> <li>・住居のない生活困窮者のうち就労不 可と判断される高齢者を対象に含 み、自立に向けた相談支援等の実施 や一時的な宿泊場所と衣食の提供 により、相談者と自立と尊厳の確保 を図る事を目的とする。</li> </ul>	TEL 011-726-5020
ホームレスの人を支援する会 みなずき会	札幌市	20年前からカトリック教会信者で運営し ている。	TEL 080-1899-9294
NPO 法人コミュニティワーク 研究実践センター ☆	札幌市及び その周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市からホームレス相談支援 センターコミュニティハウス「れおん」分 室の委託</li> <li>・無料低額宿泊所及び生活支援 付き住宅(サブリース)の運営</li> <li>・居住支援法人の指定</li> <li>・空知管内で、6市14町(町は北海道) の生活困窮者自立相談支援事業の受託</li> </ul>	TEL 080-3265-8832 <a href="https://cmtwork.net/">https://cmtwork.net/</a>

民間団体名	支援地域	支援内容	連絡先 (電話番号、ホームページアドレス)
特定非営利活動法人 ほっとらんど ☆	・千歳市 ・恵庭市 ・北広島市 ・苫小牧市 ・安平町 ・厚真町 ・栗山町 ・夕張市 (相談支援) ・千歳市サブリース物件9室 ・無低北広島1施設 ・千歳市施設 ・民間シェルター(女性用) 恵庭	・入居支援(入居中、入居後支援) ・月に2回以上、居室訪問等による入居者の状況の把握 ・入居者の状況を踏まえて、入居者が利用する福祉サービス事業者、福祉事務所、医療機関その他の関係機関等との連絡調整 (緊急時の場合は医療機関及び、関係機関との情報を交換。) (個人情報などは団体として十分に留意する事。) ・見守りなどの入居者への生活支援(健康状況の把握と助言) ・その他入居者の状態に応じた支援 ・生活保護の申請時の同行 ・入居者への病院などの送迎 ・入居者への病院入院時の保証人 ・入居者への就職時の保証人 ・入居者への買出し同行、代行 ・入居者の看取り(葬儀、納骨) ・入居者の年金申請等(公的)の同行 ・その他の生活支援及び就労支援(相談、同行) ・入居者の法律、人権支援(債務の法律相談、執行猶予中入居者への弁護士、保護司との連携) ・入居者に対しての金銭管理	TEL 0123-23-6892 http://www.npo-hotland.com/
労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター 事業団	・苫小牧市 ・胆振7町 (生活就労サポートセンターいぶり)	・居住支援 ・相談支援	TEL 0144-84-3780 TEL 0120-09-0783 (生活就労サポートセンターいぶり)
特定非営利活動法人 函館せいかつコミュニティ ☆	渡島、檜山 振興局管内	・緊急一時的な宿泊場所の提供 ・通院支援 ・就職活動支援 ・生活保護等の申請支援	TEL 0138-76-0705 / 090-6448-4922 https://www.npo-hsc.com/
北海道社会保障推進協議会	北海道内	・社会保障制度を使った相談、制度の紹介など ・電話相談、街頭相談会	TEL 011-758-2648 http://www.hokkaido-syahokyo.com/
公益社団法人 北海道勤労者医療協会	札幌市中心部、 道央圏	・医療機関 ・他の支援団体と協力した炊き出し、日用品衣料品配布、相談活動 ・夜回り	TEL 011-825-5322 https://kin-ikyoo.or.jp/
北海道生活と健康を守る会連合会	北海道	・いのちと暮らしを守る活動を続けて70年の全国団体 ・生活困窮者等への相談活動、役所への同行など	TEL 011-736-1722 http://doseiren-1.jimdosite.com

☆:ホームレス支援全国ネットワーク会員

## 5 道内の福祉事務所及び自立相談支援機関一覧

### (1) 福祉事務所一覧

(令和5年4月1日現在)

No.	福祉事務所名	郵便番号	住所	電話番号(代表)
1	札幌市中央区保健福祉部	060-8612	札幌市中央区大通西2丁目9番地	011-231-2400
2	札幌市北区保健福祉部	001-8612	札幌市北区北24条西6丁目1番1号	011-757-2400
3	札幌市東区保健福祉部	065-8612	札幌市東区北11条東7丁目1番1号	011-741-2400
4	札幌市白石区保健福祉部	003-8612	札幌市白石区南郷通1丁目南8番1号	011-861-2400
5	札幌市厚別区保健福祉部	004-8612	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3番2号	011-895-2400
6	札幌市豊平区保健福祉部	062-8612	札幌市豊平区平岸6条10丁目1番1号	011-822-2400
7	札幌市清田区保健福祉部	004-8613	札幌市清田区平岡1条1丁目2番1号	011-889-2400
8	札幌市南区保健福祉部	005-8612	札幌市南区真駒内幸町2丁目2番1号	011-582-2400
9	札幌市西区保健福祉部	063-8612	札幌市西区琴似2条7丁目1番1号	011-641-2400
10	札幌市手稲区保健福祉部	006-8612	札幌市手稲区前田1条11丁目1番10号	011-681-2400
11	函館市福祉事務所	040-8666	函館市東雲町4番13号	0138-21-3111
12	小樽市福祉部	047-8660	小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111
13	旭川市福祉保険部	070-0037	旭川市7条通10丁目	0166-26-1111
14	室蘭市福祉事務所	051-8511	室蘭市幸町1番2号	0143-22-1111
15	釧路市福祉部	085-8505	釧路市黒金町7丁目5番地	0154-23-5151
16	帯広市保健福祉部	080-8670	帯広市西5条南7丁目1番地	0155-24-4111
17	北見市保健福祉部	090-8509	北見市大通西3丁目1番地1	0157-23-7111
18	夕張市福祉事務所	068-0492	夕張市本町4丁目2番地	0123-52-3131
19	岩見沢市福祉事務所	068-8686	岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号	0126-23-4111
20	網走市福祉部	093-8555	網走市南6条東4丁目1番地	0152-44-6111
21	留萌市福祉事務所	077-8601	留萌市幸町1丁目11番地	0164-42-1801
22	苫小牧市福祉部	053-8722	苫小牧市旭町4丁目5番6号	0144-32-6111
23	稚内市福祉事務所	097-8686	稚内市中央3丁目13番15号	0162-23-6161
24	美唄市福祉事務所	072-8660	美唄市西3条南1丁目1番1号	0126-62-3131
25	芦別市福祉事務所	075-8711	芦別市北1条東1丁目3番地	0124-22-2111
26	江別市健康福祉部	067-8674	江別市高砂町6番地	011-382-4141
27	赤平市福祉事務所	079-1192	赤平市泉町4丁目1番地	0125-32-2211
28	紋別市保健福祉部	094-8707	紋別市幸町2丁目1番18号	0158-24-2111
29	士別市保健福祉部	095-8686	士別市東6条4丁目1番地	0165-23-3121
30	名寄市健康福祉部	096-8686	名寄市大通南1丁目1番地	01654-3-2111
31	三笠市福祉事務所	068-2192	三笠市幸町2番地	01267-2-3181
32	根室市市民福祉部	087-8711	根室市常盤町2丁目27番地	0153-23-6111
33	千歳市福祉事務所	066-8686	千歳市東雲町2丁目34番地	0123-24-3131
34	滝川市福祉事務所	073-8686	滝川市大町1丁目2番15号	0125-23-1234
35	砂川市福祉事務所	073-0195	砂川市西7条北2丁目1番1号	0125-54-2121
36	歌志内市福祉事務所	073-0492	歌志内市字本町5番地	0125-42-3211
37	深川市市民福祉部	074-8650	深川市2条17番17号	0164-26-2228
38	富良野市保健福祉部	076-8555	富良野市弥生町1番1号	0167-39-2300
39	登別市福祉事務所	059-8701	登別市中央町6丁目11番地	0143-85-2111
40	恵庭市保健福祉部	061-1498	恵庭市京町1番地	0123-33-3131
41	伊達市福祉部	052-0024	伊達市鹿島町20番地1	0142-23-3331
42	北広島市保健福祉部	061-1192	北広島市中央4丁目2番地1	011-372-3311
43	石狩市保健福祉部	061-3292	石狩市花川北6条1丁目30番地2	0133-72-3111
44	北斗市福祉事務所	049-0192	北斗市中央1丁目3番10号	0138-73-3111

No.	福祉事務所名	郵便番号	住所	電話番号(代表)
45	空知総合振興局(社会福祉課)	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0200
46	空知総合振興局(深川社会福祉事務出張所)	074-0002	深川市2条19番13号	0164-23-3402
47	石狩振興局(社会福祉課)	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館5階	011-231-4111
48	後志総合振興局(社会福祉課)	044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1300
49	後志総合振興局(寿都社会福祉事務出張所)	048-0410	寿都郡寿都町字新栄町104-4 みなくる104	0136-62-2214
50	後志総合振興局(余市社会福祉事務出張所)	046-0015	余市郡余市町朝日町11-1	0135-22-6118
51	胆振総合振興局(社会福祉課)	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9900
52	日高振興局(社会福祉課)	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9030
53	渡島総合振興局(社会福祉課)	041-8558	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9400
54	渡島総合振興局(松前社会福祉事務出張所)	049-1512	松前郡松前町字福山118	0139-42-2257
55	檜山振興局(社会福祉課)	043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6500
56	檜山振興局(北檜山社会福祉事務出張所)	049-4501	久遠郡せたな町北檜山区北檜山235-10	0137-84-5729
57	上川総合振興局(社会福祉課)	079-8610	旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5900
58	上川総合振興局(名寄社会福祉事務出張所)	096-0014	名寄市西4条南2丁目	01654-2-2258
59	留萌振興局(社会福祉課)	077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8404
60	留萌振興局(天塩社会福祉事務出張所)	098-3396	天塩郡天塩町新栄通9丁目	01632-2-1080
61	宗谷総合振興局(社会福祉課)	097-8558	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2516
62	宗谷総合振興局(鴛泊社会福祉事務出張所)	097-0101	利尻郡利尻富士町鴛泊字栄町	0163-82-1549
63	オホーツク総合振興局(社会福祉課)	093-8554	網走市北7条西3丁目	0152-41-0603
64	オホーツク総合振興局(遠軽社会福祉事務出張所)	099-0404	紋別郡遠軽町大通北5丁目1番27号	0158-42-5161
65	オホーツク総合振興局(紋別社会福祉事務出張所)	094-8554	紋別市幸町6丁目	0158-24-3101
66	十勝総合振興局(社会福祉課)	080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9005
67	釧路総合振興局(社会福祉課)	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9100
68	根室振興局(社会福祉課)	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-5459
69	根室振興局(中標津社会福祉事務出張所)	086-1045	標津郡中標津町東5条北3丁目	0153-72-2161

※1 1～44:市部福祉事務所 45～69:郡部福祉事務所

※2 根室管内(郡部)における保護の実施機関は中標津社会福祉事務出張所のみ

## (2) 自立相談支援機関 相談窓口一覧

(令和5年4月1日現在)

対象地域	窓口名	住 所	電話番号	FAX番号	メールアドレス(※)	
札幌市	札幌市生活就労支援センターステップ	札幌市中央区大通西6丁目10番地大通公園ビル7階	011-221-1766	011-221-1767	step-sapporo@career-bank.co.jp	
	札幌市ホームレス相談支援センターJOIN	札幌市北区北23条西7丁目1-38プラザ23おおうら103号室	0120-887-860 011-299-7735	011-299-7736	info@join-sapporo.net	
函館市	西部圏域	函館市地域包括支援センターあさひ	函館市旭町4番12号(函館総合在宅ケアセンターあさひ内)	0138-27-8880	0138-27-8900	-
	中央部第1圏域	函館市地域包括支援センターこん中央	函館市松風町18番14号	0138-27-0777	0138-27-0710	-
	中央部第2圏域	函館市地域包括支援センターときとう	函館市時任町35番24号(こんクリニック時任内)	0138-33-0555	0138-33-0666	-
	東央部第1圏域	函館市地域包括支援センターゆのかわ	函館市湯川町1丁目15番19号	0138-36-4300	0138-57-0080	-
	東央部第2圏域	函館市地域包括支援センターたかおか	函館市高丘町3番1号(地域密着型介護老人福祉施設サテライト百楽園内)	0138-57-7740	0138-57-7746	-
	北東部第1圏域	函館市地域包括支援センター西堀	函館市富岡町3丁目12番25号	0138-78-0123	0138-78-0097	-
	北東部第2圏域	函館市地域包括支援センター亀田	函館市昭和1丁目23番8号	0138-40-7755	0138-40-7766	-
	北東部第3圏域	函館市地域包括支援センター神山	函館市神山1丁目25番9号	0138-76-0820	0138-76-0821	-
	北部圏域	函館市地域包括支援センターよろこび	函館市桔梗1丁目14番1号(ユニット型介護療養型老人保健施設喜郷内)	0138-34-6868	0138-34-6878	-
	東部圏域	函館市地域包括支援センター社協	函館市館町3番地1(函館市戸井支所内)	0138-82-4700	0138-82-4450	-
旭川市	旭川市自立サポートセンター	旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎4階	0166-23-1134	0166-22-8020	jiritsu-support@asahikawa-shakyo.or.jp	
小樽市	福祉総合相談室たるさぼ	小樽市花園2丁目12番1号	0134-33-1124	0134-33-1128	jiritu-sien@city.otaru.lg.jp	
室蘭市	くらし支援課	室蘭市東町2-3-3ハートセンタービル	0143-84-5020	0143-47-0123	info@muroranshakyo.jp	
釧路市	釧路市・釧路管内生活相談支援センター「くらしごと」	釧路市北大通12丁目1番地14ビケンワークビル1階	0154-65-1250	0154-65-1250	sbcc@kuh.biglobe.ne.jp	
帯広市	帯広市自立相談支援センターふらっと	帯広市西6条南6丁目3ソネビル2F	0155-20-7366	0155-20-7367	obihiro-flat@keisei-kai.jp	
北見市	北見市自立支援センター	北見市寿町3丁目4番1号北見市総合福祉会館内	0120-593852	0157-57-3611	jiritsu-shien@kitami-shakyo.or.jp	
夕張市	地域支援センター「ライフネット」ゆうぱり	夕張市南清水沢4丁目29番地	0123-57-7500	0123-59-7223	-	
岩見沢市	岩見沢市生活サポートセンターりんく	岩見沢市3条西3丁目2-1	0126-25-5200	0126-25-5255	link-zawa@cmtwork.net	
網走市	網走市生活サポートセンターらいと	網走市北11条東1丁目10番地	0152-67-7095	0152-67-7163	support@a-shakyo.jp	
留萌市	るもい生活あんしんセンター	留萌市船場町1丁目21番地RKビル3F	0164-56-1617	0164-56-1618	anshin@rumoi8.hokkaido.jp	
苫小牧市	福祉部総合福祉課	苫小牧市旭町4丁目5番6号	0144-32-6189	0144-32-6098	sogofukusi@city.tomakomai.hokkaido.jp	
稚内市	自立生活支援センター	稚内市宝来2丁目2番24号	0162-24-0707	0162-23-7780	konnkyuu@wk-syakyo.or.jp	
美唄市	そらち生活サポートセンター	樺戸郡月形町字本町8番地	0120-279-234	0126-35-5414	sorasapo@cmtwork.net	
芦別市	そらち生活サポートセンター	樺戸郡月形町字本町8番地	0120-279-234	0126-35-5414	sorasapo@cmtwork.net	
江別市	くらしサポートセンターえべつ	江別市錦町14番地87江別市総合社会福祉センター内	011-375-8987	011-385-1236	kurasapo@ebetsu-shyakyo.jp	
赤平市	そらち生活サポートセンター	樺戸郡月形町字本町8番地	0126-35-5414	0126-35-5177	sorasapo@cmtwork.net	
紋別市	紋別市生活自立支援サポートセンター	紋別市幸町7丁目1番10号「はーとぴあ21」内	0158-23-2350	0158-26-2299	sien@mon-syakyo.com	

対象地域	窓口名	住 所	電話番号	FAX番号	メールアドレス(※)	
士別市	福祉課	士別市東6条4丁目1番地	0165-26-7743	0165-23-1766	seikatu.shien@city.shibetsu.lg.jp	
名寄市	生活相談支援センター	名寄市西1条南12丁目	01654-3-9862	01654-3-9949	soudan@nayoro-shakyo.jp	
三笠市	そらち生活サポートセンター	月形町字本町8	0120-279-234	0126-35-5414	sorasapo@cmtwork.net	
根室市	ねむろ日常生活サポートセンター	根室市有磯町2丁目6番地根室市福祉会館内	0153-24-9000	0153-24-0551	nemurosupport@nemuroshakyo.or.jp	
千歳市	福祉課生活支援係	千歳市東雲町2丁目34番地	0123-24-0894	0123-27-3743	fukushi@city.chitose.lg.jp	
滝川市	そらち生活サポートセンター	樺戸郡月形町字本町8番地	0120-279-234	0126-35-5414	sorasapo@cmtwork.net	
砂川市	社会福祉課保護係	砂川市西7条北2丁目1番1号	0125-74-8371	0125-55-2301	hogo@city.sunagawa.lg.jp	
歌志内市	そらち生活サポートセンター	樺戸郡月形町字本町8番地	0120-279-234	0125-35-5414	sorasapo@cmtwork.net	
深川市	暮らしと仕事の相談窓口	深川市2条17番17号	0164-26-2144	0164-26-8134	sesoudan@city.fukagawa.lg.jp	
富良野市	富良野市社会福祉協議会	富良野市住吉町1番28号	0167-39-2215	0167-39-2216	f105502@furano.ne.jp	
登別市	生活支援相談室	登別市中央町6丁目11番地	0143-85-1911	0143-85-1108	welfare@city.noboribetsu.lg.jp	
恵庭市	恵庭市社会福祉協議会	恵庭市末広町124番地	0123-33-9436	0123-33-9709	syakyo@eniwa-syakyo.or.jp	
伊達市	健康福祉部社会福祉課生活支援室	伊達市鹿島町20番地1	0142-82-3156	0142-25-4195	hogo@city.date.hokkaido.jp	
北広島市	きたひろしま暮らしサポートセンターぽると	北広島市栄町1丁目5番地2北広島エルフィンビル2階	011-887-6480	011-373-6680	kurashi-poruto@epoch.or.jp	
石狩市	社会福祉法人石狩市社会福祉協議会地域福祉課個別支援係	石狩市花川北6条1丁目41番地1	0133-72-8220	0133-72-8121	shakyo@ishikari-shakyo.org	
北斗市	北斗市生活相談支援センター	北斗市中野通2丁目18番1号	0138-74-2500	0138-74-3655	info@hokutosyakyo.net	
空知総合振興局	南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町	そらち生活サポートセンター	北海道樺戸郡月形町字本町8番地	0126-35-5414	0126-35-5177	sorasapo@cmtwork.net
石狩振興局	当別町、新篠津村	くらしサポートセンターとうべつ・しんしのつ	石狩郡当別町西町32番地2当別町総合保健福祉センターゆとろ	0133-27-5011	0133-22-0001	toshakyo.konkyu@galaxy.ocn.ne.jp
後志総合振興局	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	つなぐしりべし	余市郡仁木町大江2丁目457-6	080-2001-8392	0135-32-3710	tsunagu@srbshouon.jp
胆振総合振興局	豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町	生活就労サポートセンターいぶり	室蘭市中央町3-5-13	0143-83-7355	0143-83-7123	iburi-soudan@roukyou.gr.jp
日高振興局	新ひだか町	相談支援センターこみっと	日高郡新ひだか町静内高砂町3-6-14	0146-42-2488	0146-49-0022	hidaka-commit@bz01.plala.or.jp
	新冠町	相談室かける	新冠町字本町65-17	0146-47-2333	0146-47-2364	kakeru@bz04.plala.or.jp
	平取町	指定相談支援事業所なないろ	沙流郡平取町振内町97番地1	01457-3-7150	01457-3-3677	nanairo@birafuku.jp
	浦河町、様似町、えりも町	障がい者相談支援事業所ういず	浦河郡浦河町大通5丁目9番地	0146-22-6246	0146-22-6246	okumura@u-kouyouen.jp
	日高町	相談室みんなのそら	沙流郡日高町富川南1丁目6-26	01456-2-2585	01456-2-2587	minnanosora@ark.ocn.ne.jp

対象地域	窓口名	住 所	電話番号	FAX番号	メールアドレス(※)	
渡島総合振興局	松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町	生活就労サポートセンターおしま	函館市元町14-1	0138-22-0220	0138-22-0660	oshima@hif.or
檜山振興局	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町、今金町、奥尻町	生活就労サポートセンターひやま	桧山郡江差町字本町101-1	0139-54-6300	0139-54-6301	hiyama@hif.or.jp
上川総合振興局	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町	かみかわ生活あんしんセンター	北海道旭川市豊岡1条2丁目1-16桜井ビル3F	0166-38-8800	0166-33-0021	anshin@kamikawa19.hokkaido.jp
留萌振興局	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	るもい生活あんしんセンター	留萌市船場町1丁目21番地RKビル3階	0164-56-1616	0164-56-1618	anshin@rumoi8.hokkaido.jp
宗谷総合振興局	猿払村、豊富町、幌延町、礼文町、利尻町、利尻富士町	自立生活支援センター	北海道稚内市宝来2丁目2番24号	0162-24-0707	0162-23-7780	konnkyuu@wk-syakyo.or.jp
	浜頓別町、中頓別町、枝幸町	自立生活支援センター枝幸事務所	枝幸郡枝幸町北栄町1278番地11枝幸事務所	0163-62-2626	0163-62-2626	syakyou-esashi@angel.ocn.ne.jp
オホーツク総合振興局	大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	オホーツク相談センター ふくろう	北見市美芳町5丁目2番13号エムリンクビル2階	0157-25-3110	0157-33-5899	fukurou@workfare.link
十勝総合振興局	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	とがち生活あんしんセンター	帯広市東4条南18丁目13-1	0155-66-7112	0155-66-7113	anshin@tokachi18.hokkaido.jp
釧路総合振興局	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	釧路市・釧路管内生活相談支援センターくらしごと	北海道釧路市北大通12-1-14 ビケンワークビル1階	0154-25-0288	0154-25-0288	sbcc@kuh.biglobe.ne.jp
根室振興局	別海町、中標津町、標津町、羅臼町	なかしべつ生活サポートセンター よりそい	標津郡中標津町東19条北9丁目4番地2	0153-74-0609	0153-74-0639	komarigoto@dofukuji.or.jp

(※)メールでの相談受付が可能なアドレスが無い場合は、記載がありません。

## 第5次北海道ホームレス自立支援等実施計画

発行年月 令和6年3月発行

編集発行 北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5267 (ダイヤルイン)